

どこよりもトランク利用規約

どこよりもトランクとは、株式会社Wiz(以下「当社」といいます。)が運営する保管・運送およびそれに付帯する諸サービス(以下「本サービス」といいます。)をいい、本サービス利用に関する規約を「どこよりもトランク利用規約」(以下「本規約」といいます。)として以下のとおり定めます。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味で用いるものとします。

- ① 会員 本規約を承諾した上で当社の会員登録をされた方をいいます。
- ② 当社ウェブサイト 当社が運営する、どこよりもトランクに関するウェブサイト(ドメインまたはウェブサイトの内容が変更された場合、当該変更後のホームページを含みます。)をいいます。
- ③ 指定倉庫 会員からの寄託物を、当社または当社の委託先の倉庫業者において保管するための、特定の倉庫をいいます。
- ④ 寄託物無料配送サービス 当社が、会員から寄託物を無料で所定の場所にて引き渡しを受け、無料で所定の場所にて会員に返却するサービスをいいます。
- ⑤ 個品 段ボール箱に複数の物品を保管された状態の寄託物のうち、その内容物である物品の一つをいいます。

第2条 (適用)

1. 当社が、当社ウェブサイト上に掲載する本サービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約の内容と、前項のルールが異なる場合は、本規約が優先されるものとします。

第3条 (利用資格)

1. 会員に限り本サービスを利用することができます。なお、第3項の登録をした場合はこの限りではありません。
2. 会員登録希望者は、当社指定の申込方法に従い、ウェブサイト本規約に同意した上で、会員登録の申請を行うものとします。
3. 会員登録申請者は、当社が承認した場合には、会員登録の際に、会員以外の者を利用者として登録することを申請することができます。ただし、その場合には、当該利用者にも本規約に同意させることとし、当該利用者が本サービスを利用することによる一切の責任は、会員が負うこととします。
4. 会員登録申請者は、当社が指定した本人を確認できる資料の提示に応じなければならないものとします。
5. 会員登録申請者は、当社が会員登録申請の申請内容を承諾した場合、会員となるものとします。
6. 当社は、会員登録申請者および本サービスの利用者が以下の条件のいずれかを満たしていない場合には会員登録申請を承諾しないことができるものとします。当社は、かかる条件の充足性判断に必要な範囲でいつでも、本項記載の条件を満たしていることを示す資料の提出を求めることができます。
 - ① 日本国内で利用可能な適正な当社指定のクレジットカードを所有していること。
 - ② 当社と連絡可能な、自己名義の携帯電話番号を有していること。
 - ③ 日本国内に住所を有し、満年齢で20歳以上であること。
 - ④ 過去に本規約違反等により会員登録の抹消処分をうけていないこと。
 - ⑤ 成年被後見人、被保佐人、被補助人または、破産者(復権を得た者を除く)でないこと。
 - ⑥ 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていないこと。
 - ⑦ その他、当社が登録を適当でないと判断する事由がないこと。

第4条 (適用範囲および変更)

1. 本規約は、すべての会員に適用されます。
2. 当社は、次に掲げる場合には、会員の事前の承諾を得ることなく本規約を必要に応じ変更することができるものとします。
 - ① 本規約の変更が、本サービス利用者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
3. 当社は、前項による本規約の変更を行うときには、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、およびその効力発生時期を、1ヵ月前までに当社ウェブサイト(<https://customer.012cloud.jp/>)への掲載その他当社が公示手段として相当であると合理的に認める方法で周知するものとします。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は本規約の変更同意したものとします。

第5条 (本サービスの詳細)

1. 本サービスは、会員が当社に対して、当社ウェブサイトから、物品(お預かりできないものとして別表1で定めるものは除く。)の保管を寄託できるサービスを含むものです。
2. 寄託物の保管業務は当社または提携倉庫業者が行い、寄託物は指定倉庫に保管されます。なお、提携倉庫業者以外の倉庫業者に保管を委託する旨、別途本規約に付随する諸規約等に明記した場合は、それらの倉庫業者が保管業務を行うことがあります(以下、かかる倉庫業者と提携倉庫業者を併せて「提携倉庫業者等」といいます。)
3. 当社は、当社ウェブサイト上からの物品の寄託依頼をもって、寄託物について当社または提携倉庫業者等が保管を行うことにつき会員が同意したものとみなします。
4. 当社と提携倉庫業者間では、提携倉庫業者等が倉庫業務を提供することを内容とする契約(以下「復寄託契約」といいます。)を締結しています。
5. 本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第6条 (暗証番号等の管理)

1. 会員は、当社ウェブサイト上で会員登録手続きの際に登録したメールアドレスおよびパスワードを自己の責任において管理するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。また、会員によるIDおよびパスワードの管理不十分、使用の過誤、第三者の利用等から生じた損害は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員は、IDおよびパスワードが第三者に利用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に

従うものとします。

第7条（会員登録の抹消）

1. 当社は、会員が次の各号に該当する場合、または第11条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、会員登録を抹消することができるものとします。
 - ① 本規約に違反した場合。
 - ② 登録内容に虚偽、誤りがあった場合。
 - ③ 第三者に成りすました申請の場合。
 - ④ 料金等の支払い債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - ⑤ 法令違反および公序良俗に反する行為が認められた場合。
 - ⑥ その他会員として不適当と当社が合理的に判断した場合。
2. 会員は、前項の規定により会員登録が抹消された場合、当社に対し、抹消の日までに発生した料金等、サービスに関連した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。
3. 第1項に定める登録の抹消により、会員に発生した損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（個人情報および利用情報の取り扱い）

当社の個人情報および利用情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は当社に対し、次の各号の事項を誓約するものとします。
 - ① 自らが、反社会的勢力でないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用され、本規約を締結するものでないこと。
 - ④ 前号に定める場合のほか、反社会的勢力と一切の関係を有していないこと。
 - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動または暴力行為、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害する行為、信用を毀損する行為をしないこと。
2. 当社は、会員が前項に定める誓約事項に反することを秘して会員登録した事実が判明したとき、または会員登録後に誓約に反する事項が生じたときは、何らの催告を要せずして、直ちに会員登録を抹消するものとします。
3. 前項の事由により会員登録が抹消され、当該会員が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
4. 会員は、第2項の定めに基づく解除により当社が被った損害を、当社に対して賠償する責任を負います。

第10条（禁止事項）

本サービスを利用するに当たって、以下の行為は禁止します。

- ① 身分を偽って会員登録すること。
- ② 本サービスの運営を不当に妨害し、当社に不利益を生じさせること、またはそのおそれがある行為。
- ③ 他の会員の権利を侵害し、損害を与えること、またはそのおそれがある行為。
- ④ 転売、有料による斡旋などの営利目的に本サービスを利用すること。
- ⑤ 他の会員の会員番号、暗証番号を不正に使用する行為。
- ⑥ コンピュータウイルス等有害なプログラムを当社ウェブサイトウェブサイトに侵入させる行為。
- ⑦ 当社の財産、機密情報を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑧ 前各号の他、当社が本サービス運営上不適切と合理的に判断する行為。

第11条（通知、連絡および同意の方法）

1. 当社から会員への本サービスの運営に関する通知および連絡は、当社ウェブサイトへの掲載、当社からの電子メール、SMS、または郵送のいずれかの方法により行います。
2. 前項の通知が当社ウェブサイトへの掲示で行われる場合、当該通知が当社ウェブサイトに掲載された時点をもって会員への通知が完了したものとみなします。
3. 前項の通知が電子メール、SMS、または郵送で行われる場合、会員が当社に登録したメールアドレスおよび電話番号への発信または当社に登録した住所への発送の後、当該通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第12条（情報の更新）

1. 会員は、会員登録申請時に登録した情報が変更された場合、速やかに情報の更新の手続きを行わなければなりません。ただし、集配先住所の変更は引越し等の正当の理由がありかつ当社が承諾した場合のみ認められるものとします。
2. 会員が、前項の更新の手続きを怠ったために、何らかの損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

第13条（権利の帰属）

本サービスのビジネスモデルを構成する当社ウェブサイト、ソフトウェア、サービス、商標、商号それに付随する権利全般は、当社および提携企業等に帰属するものであり、会員および過去に会員であった者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第2章 料金の支払等

第14条（本サービスの利用）

1. 会員は、会員登録の完了後、当社ウェブサイト上で別途定める条件に従い、当社ウェブサイト上の会員専用ページにおいて必要事項を記入し、本サービスの利用の申し込みを行うことで、本サービスを利用することができます。
2. 会員登録後、当社の定めたサービス開始日より、本サービスの利用契約が成立するものとします（以下、当社と本サービスの利用契約を締結した会員を「契約者」といいます）。
3. 本サービスの月額保管料金は、別表Ⅱに定める料金表を基準として、利用契約において定めるものとします。
4. 第1項の申し込みに対して、当社からどこよりもトランクの割り当てを受けた契約者は、翌月分の月額保管料を当月末までに支払わなければならないものとします。
5. 契約者は、利用料金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損

害金を当社に支払うものとしします。

6. 契約者は、利用契約の解約をする場合、毎月25日前までに、当社カスタマーセンターへウェブサイト解約の通知を行うものとしします。26日以降の場合、翌月での解約になるものとしします。
7. 前項の申込みを当社が受領してから1ヵ月経過するまでに、当社の責めに帰すべからざる事由により、寄託物の返還が完了していない場合は、利用契約は終了せず、寄託物の返還が完了するまで存続するものとしします。

第15条（決済手段）

1. 契約者は、月額保管料金およびその他の費用を会員本人名義のクレジットカードにより支払うものとしします。ただし、法人の契約者については、本サービスの利用に伴い発生する料金および消費税等を当社が指定した方法により、口座振替でも支払うことができるものとしします。
2. 当社と契約者は、本サービスの利用契約において、支払い方法を定めるものとしします。
3. 契約者は、前項に掲げる支払情報に変更があった場合は、遅滞なく当社に対し通知しなければなりません。

第16条（クレジットカードおよび口座振替による決済）

1. 当社は、本サービスおよびその他のサービスは当社の規則に則り発生した費用の額を締め、これを集計します。
2. 契約者は、当社が前項に基づき算出した金額を、本サービスの利用契約において定めた支払い方法で支払うものとしします。
3. 契約者と当該クレジットカード会社、ないし、口座振替の口座を開設している金融機関との間で紛争が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第17条（クレジットカードの失効、延滞金）

契約者のクレジットカードが失効もしくは何らかの事情により決済不能な場合、契約者は直ちに銀行振り込みによって利用料金を支払うものとしします。この際の振込手数料は契約者の負担としします。

第18条（相殺の禁止）

契約者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとしします。

第3章 寄託物の引き渡し

第19条（寄託申し込み手続き）

1. 契約者は、物品の寄託に際し、各寄託物に関して次の事項を当社ウェブサイト画面上で入力し送信等当社の定める方式にて正確に当社へ申告しなければなりません。
 - ① 契約者の名称または氏名。
 - ② 契約者の住所、電話番号、メールアドレス。
 - ③ 物品の種類、品名および数量。
 - ④ 梱包形態および希望サイズ（別表Ⅱ）。
 - ⑤ 寄託物の価額。
 - ⑥ 保管方法を定めたときは、その方法。
 - ⑦ 保管または作業上特別の注意を要するときは、その保管または作業上の注意事項。
 - ⑧ 提携倉庫業者に寄託物の引き渡しを行う日。
 - ⑨ その他保管または荷役に関し必要な事項。
2. 当社および提携倉庫業者は、会員が寄託申し込み時に必要な事項を入力、送信もしくは申告しないため、または、入力、送信もしくは申告した事項が事実と相違するため生じた損害については、賠償の責任を負いません。

第20条（寄託申し込みの申告事項の変更等）

1. 会員は、前条第1項第1号および第2号に掲げる事項に変更があった場合は、直ちに当社に対し通知しなければなりません。
2. 会員は、前条第1項第3号乃至第9号に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

第21条（寄託契約の成立）

個別の寄託契約は、当社が第20条の寄託申し込みを承認し、契約者から寄託物の引き渡しを受けたときに成立するものとしします（以下「個別寄託契約」といいます。）当社および契約者は、当社ウェブサイトの寄託申し込み画面での入力、送信は寄託申し込みの手続きであり、契約の成立ではないことを予め確認しします。

第22条（寄託引き受けの拒絶）

当社は、次の事由がある場合は、前条記載の申し込みに対する承認を行わないことができます。

- ① 寄託申し込みが本規約によらないものであるとき。
- ② 寄託物がお預かりできないものとして別表Ⅰで定めるものに該当するか、変質または損傷しやすい物品、梱包資材が不完全な場合等、その他保管に適さない物品と認められるとき。
- ③ 寄託物の保管に必要な施設がないとき。
- ④ 寄託物の保管に関し特別な負担を求められたとき。
- ⑤ 寄託物の保管が法令の規定または公序良俗に反するものであるとき。
- ⑥ その他やむを得ない事由があるとき。

第23条（個別寄託契約の解除）

1. 当社は、次の事由がある場合は、当該個別寄託契約を解除することができます。
 - ① 前条1項第1号から第7号までの各号の一に該当することが明らかになったとき。
 - ② 会員が約定のとおり寄託物の引き渡しを行わないとき。
 - ③ 会員が寄託物の内容の確認を拒絶したとき。
2. 当社は、営業を廃止し、または休止しようとする場合は、いつでも契約を解除することができます。この場合解除日の3ヵ月前迄にその旨を会員に予告するものとしします。
3. 契約者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が第1項または第2項の規定により契約を解除した場合は、契約者は遅滞なく利用料金およびその他の費用、立替金および延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

4. 当社は、第1項の規定により契約を解除した場合、これによる会員の損害については、賠償の責任を負いません。
5. 当社は、第2項の規定により契約を解除した場合、その営業の廃止または休止が合理的またはやむを得ない事由によるものであるときは、これによる契約者の損害については、賠償の責任を負いません。

第24条（寄託物の引き渡し）

1. 寄託物の運搬は当社または提携配送会社が行い、庫入れおよび庫出しは当社または提携倉庫業者（もしくは提携倉庫業者の裁量により再委託した第三者）が行うものとします。
2. 当社および提携倉庫業者は、寄託物の引き渡しを受けるに当たり、寄託申し込み時に申告された寄託物の品名、数量もしくは保管または作業上の注意事項について疑いがある場合、契約者の立ち会いのもと、または同意を得て、寄託物の内容について確認することができます。
3. 当社および提携倉庫業者は、契約者の立ち会いまたは同意を求める時間および手段がなく、かつ、寄託物の外観から見て、その内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合、前項の規定にかかわらず、契約者の立ち会いまたは同意を得ないで、寄託物の内容について確認することができます。
4. 当社および提携倉庫業者は、第1項の規定により確認を行った場合で契約者の立ち会いがなかったとき、または前項の規定により確認を行った場合は、契約者に対し、遅滞なくその旨および確認の結果を通知します。なお、当社から契約者に対して通知を行った場合で、契約者が通知を認知することができなかった場合により生ずる損害については、当社は責任を負いません。
5. 契約者は、第1項または第2項の規定により確認を行った場合において、寄託物の内容が寄託申し込み時の申告と異なるときは、確認に要した費用を負担しなければなりません。

第25条（入庫通知）

当社もしくは提携倉庫業者は、寄託物の引き渡しを受けた場合は、契約者にその受け取りを証するため、当社ウェブサイト上の契約者専用ページにて保管物の写真を掲示することで入庫通知を行うものとします。

第26条（指定倉庫および再委託）

1. 指定倉庫は、当社と提携倉庫業者間の協議によって決定するものとし、会員は指定倉庫を指定することはできないものとします。
2. 会員は、提携倉庫業者の責任および費用において、他の倉庫業者に寄託物を再委託する必要があることに予め同意します。

第4章 寄託物の保管

第27条（保管方法）

1. 当社および提携倉庫業者は、寄託物をその引き渡しを受けた時の荷姿のまま保管します。
2. 前項の規定にかかわらず、会員の申し出がある場合は、別紙オプションサービス等に基づき、当社は、修理・修繕・改良等を行うことができます。

第28条（保管期間）

1. 寄託物の保管期間は、原則的に会員が寄託物を引き渡す日（入庫）から引き取り（出庫）をした日までとします。
2. 当社と契約者は保管期間を延長する旨の合意をすることができるものとします。
3. 当社は、次の事由がある場合は、保管期間の延長を拒絶できます。拒絶する場合、1週間前までにその旨を予告するものとします。
 - ① 契約者名義のクレジットカードが失効あるいは何らかの理由により決済不能のとき。
 - ② 利用料金およびその他の費用が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。
 - ③ 契約者が次条第1項の規定による寄託物の内容の確認を拒絶したとき。
 - ④ 契約者が本規約に反したとき。
 - ⑤ その他、当社が合理的な理由に基づき、保管期間の延長をすべきでないと判断したとき
3. 前項の事由が前項の予告の後、直ちに解消された場合は、保管期間の延長を協議することができます。
4. 契約者は、第2項の規定により保管を拒絶された場合は、遅滞なく利用料金およびその他の費用を支払い、自己の費用により当該寄託物を引き取らなければなりません。また当社および提携倉庫業者は、これによって生じた契約者の損害について、賠償の責任を負いません。

第29条（保管中の寄託物の内容の確認）

1. 当社および提携倉庫業者は、その保管期間中、寄託申し込み時に申告された寄託物の変質、変形、染み、臭気、液体漏れ等保管または作業上、懸念がある場合は、寄託物の内容について確認することができます。
2. 当社および提携倉庫業者は、契約者の同意を求めるとまおよび手段がなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、契約者の立ち会いまたは同意を得ないで、寄託物の内容について確認することができます。
3. 当社および提携倉庫業者は、第1項の規定により確認を行った場合で契約者の立ち会いがなかったとき、または前項の規定により確認を行った場合は、契約者に対し遅滞なくその旨および確認の結果を通知します。なお、当社から契約者に対して通知を行った場合で、契約者が通知を認知することができなかった場合により生ずる損害については、当社は責任を負いません。
4. 契約者は、第1項または第2項の規定により確認を行った場合において、寄託物の内容が寄託申し込み時の申告と異なるときは、確認に要した費用を負担しなければなりません。

第30条（寄託物の閲覧および内容確認）

契約者が寄託物の閲覧および内容確認をする場合は、当社ウェブサイト上の契約者ページにて掲載情報を確認するものとします。

第31条（保管不適寄託物の処置）

1. 当社および提携倉庫業者は、次の事由がある場合は、契約者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告するか、保管を拒絶し寄託物を引き取ることを要求することができます。
 - ① 寄託物の変質、変形等により保管に適さなくなったと認められるとき。
 - ② 寄託物が倉庫または他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。
 - ③ 寄託物が捜査押収の対象物となったとき。
2. 契約者が、当社および提携倉庫業者の定めた期間内に前項の催告に応じない場合、または契約者の行為が原因で当社および提携倉庫業者が前項の催告をする時間および手段がない場合は、契約者は寄託物につき所有権を放棄したものとみなし、当社および提携倉庫業者は寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。ただし、この場合において当社は、契約者に対し、遅滞なくその旨を通知します。なお、当社から契約者に対して通知を行った場合で、契約者が通知を認知することができなかった場合により生ずる損害については、当社は責任を負い

- ません。
- 第2項の当社の処置に関して、契約者は当社に対して何らの請求をすることができません。
 - 第2項の処置によって生じた損害およびそれに要した費用は、契約者の負担とします。

第5章 寄託物の引き取り

第32条（出庫業務の取り扱い）

- 当社および提携倉庫業者は、契約者が当社ウェブサイトから送信したメールアドレスおよびパスワードが当社に登録されているものと一致した場合、または、契約者が提示する住所、氏名または名称および電話番号が当社に登録されているものと一致した場合にのみ、寄託物の出庫業務を受付けます。
- 当社および提携倉庫業者は、契約者に成りすました第三者の契約者番号およびIDおよびパスワードの不正使用であったとしても、第1項の照会手続において不備が発見されなかった場合には、当該不正使用から生じた損害については一切の責任を負いません。
- 寄託物の引渡し、返還は全て当社または所定の提携配送会社での対応となります。セキュリティなどの点から契約者が倉庫に来店しての引渡し、返還はできないものとします。

第33条（出庫手続済寄託物の引き取り）

- 寄託物について所定の出庫手続をした契約者は、遅滞なくその寄託物を引き取らなければなりません。契約者が、出庫手続をしたにもかかわらず、所定の日時に遅滞なくその寄託物を引き取らない場合、当社は増加費用（当該出庫手続および配送に要した費用を含み、これに限られません。）を契約者に請求することができるものとします。
- 契約者は、当社に対し、配送による寄託物の引き取りを希望することができます。ただし、当社は、配送の地域制限ならびに個数制限を設けることができるものとします。
- 前項の地域制限および個数制限は、当社ウェブサイト上に掲載するものとします。

第34条（出庫の拒絶）

- 当社もしくは提携倉庫業者は、利用料金およびその他の費用および延滞金の支払いを受けるまでは、出庫の請求に応じないことができます。この場合、これによる損害については、当社および提携倉庫業者は、賠償の責任を負いません。
- 前項の場合において、契約者は留置期間中の利用料金およびその他の費用および延滞金を支払わなければなりません。

第35条（引き取りの請求）

- 当社および提携倉庫業者は、契約者による寄託物の引き取りが行われない場合は、契約者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。
- 当社は、前項の請求にもかかわらず、当社が指定する日までに引き取りがなされないときは、当該寄託物について契約者が所有権を放棄しものとみなすことができます。
- 当社および提携倉庫業者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、損害の責任を負いません。

第36条（寄託物の処分）

- 契約者が寄託物を引き取ることができず、もしくは引き取ることを拒み、または当社および提携倉庫業者の過失なくして契約者を確知することができない場合であって、契約者に対して期限を定めて寄託物の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引き取りがなされないときは、催告をした日から相当な期間を経過した後は、契約者は寄託物の所有権を放棄したものとし、当社は契約者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗または変質するおそれがあるものである場合は、契約者に対し予告した上で、契約者に対して予告した引き取りの期限後直ちに寄託物の売却その他の処分をすることができます。
- 当社は、前項の規定により処分した場合は、契約者に対し遅滞なくその旨を通知します。なお、通知を行った場合で、契約者が通知を認知することができなかった場合により生ずる損害については、当社および提携倉庫業者は責任を負いません。
- 当社は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から利用料金およびその他の費用および延滞金ならびに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを契約者に返還し、不足があるときは契約者に対しその支払いを請求します。

第6章 損害保険

第37条（保険の付保）

契約者は、寄託物に関する保険については、約款その他の方法により当社および提携倉庫業者が協議の上決定することを予め承するものとし、これに一切の異議を述べず承諾するものとします。

第38条（寄託物の責任）

当社および提携倉庫業者の寄託物に関する責任は、契約者より寄託物の引き渡しを受けた時に始まり、寄託物を契約者に引き渡した時に終わります。

第39条（保証の否認）

- 契約者は、本サービスを利用することが、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 本サービスに関連して契約者と提携倉庫業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
- 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、契約者の情報の削除または消失、契約者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 本サービスから他のウェブサイトへのリンクまたは他のウェブサイトから本サービスへのリンクが提供されている場合でも、当社は、第三者のウェブサイトおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

第7章 賠償責任

第40条（免責事項）

1. 寄託物については、当社および提携倉庫業者は、次の事由により生じた損害その他本サービスに関連して契約者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、寄託物についての損害の場合には1梱包あたり50万円を、それ以外の損害の場合には損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヵ月に契約者から現実に受領した本サービスの料金の総額を上限とします。
 - ① 寄託物の性質、欠陥もしくは自然の消耗または荷造りの不完全。
 - ② 虫害。
 - ③ 戦争、事変、暴動、テロ、騒擾および強盗または同盟罷業もしくは同盟怠業。
 - ④ 地震、津波、高潮、塩害、大水または暴風雨等の自然災害。
 - ⑤ 徴疫または防疫。
 - ⑥ 提携倉庫業者が通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず発生した気温や湿度の変化・結露。
 - ⑦ 前各号に掲げるものの他、抵抗もしくは回避することができない災厄、事故、命令、処置または保全行為。
2. 消費者契約法の適用その他の理由により、本規約上のいずれかの条項またはその一部が、無効と判断されるに至った場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された既定の残部は、継続して効力を有するものとします。

第41条（引き渡しによる責任の消滅）

当社および提携倉庫業者は、契約者が異議を留保しないで寄託物を受け取った後は、その後に明らかになった寄託物に関する損害について責任を負いません。

第42条（契約者の賠償責任）

契約者は、本規約に違反したことによりまたは寄託物の性質もしくは欠陥により当社または提携倉庫業者に与えた損害については、過失の有無にかかわらず賠償の責任を負わなければなりません。

第43条（当社ウェブサイトの免責事項）

1. 当社は、当社ウェブサイトの情報、内容の複製や表示等の使用などに起因するあらゆる形の損害については、直接的、間接的などの条件を問わず一切その責任を負いません。
2. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるときは契約者に事前に通知することなく当社ウェブサイトの全部、または一部を停止する措置をとることができます。
3. 前項の停止によって生じた契約者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第8章 その他

第44条（会員が死亡した場合の取り扱い）

1. 会員が死亡した場合、次項に掲げる者を、本契約に関する権利義務（寄託契約の解除事由に該当したことに伴う保管品の引取り義務を含みますがこれに限られません）を有する者（以下「継承者」といいます）として取り扱います。ただし、死亡した契約者の遺言により、保管品の承継者への引渡しを行うべき遺言執行者がある場合は、次項の規定にかかわらず、当該遺言執行者を承継者として取り扱います。
2. 前項の承継者とは、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに契約者の死亡当時、契約者の扶助によって生計を維持していた者および契約者の生計を維持していた者として扱います。
3. 前項に規定する継承者が数人ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者として扱います。
4. 前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社もしくは提携倉庫業者がその者に対して寄託契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

第45条（本サービスの一時中断、中止、変更、終了等）

1. 当社は、次の各号のひとつにでも該当する事由が生じた場合、会員にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することができるものとします。
 - ① 本サービス用設備の定期保守、緊急保守等を行う場合。
 - ② 本サービス用設備の障害発生への対応を行う場合。
 - ③ 地震、火災、噴火、津波、洪水、その他風水害等の災害、停電、戦争、事変、暴動、テロ行為、労働争議、示威運動、その他第三者の行為等により、本サービスの提供ができないと当社が判断した場合。
 - ④ 前各号の他、当社が本サービスの運用上または技術上、本サービスの一時中断が必要と判断した場合。
2. 当社は、当社が必要と判断した場合、利用者および会員への事前の通知なくして、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。
3. 当社は、当社の事業判断により、いつでも本サービスの全部または一部を変更することができます。
4. 前各項による本サービスの一時中断、中止、変更、終了によって利用者および会員に何らかの損害や不利益が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第46条（再委託）

当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

第47条（準拠法）

本サービス、本規約等に関する準拠法は日本法とします。

第48条（合意管轄）

本サービス、本規約等に関して、当社もしくは提携倉庫業者と会員の間が生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表Ⅰ（第5条第1項関係）

次に掲げる物品はお預かりできません。

1. 現金、有価証券、通帳、切手、印紙、証書、重要書類、印鑑、クレジットカード、キャッシュカード類
2. 貴金属、美術品、骨董品、宝石、工芸品、毛皮、着物等の高額品または貴重品
3. 精密機器、ガラス製品、陶磁器、仏壇等の壊れやすい物品で十分な梱包がされていないもの
4. 磁気を発し、その他の保管品に影響を与える物品
5. 灯油、ガソリン、ガスボンベ、マッチ、ライター、塗料等の可燃物
6. 農薬、劇薬、火薬、毒物、科学薬品、放射性物質等の危険物または劇物
7. 食品、動物、植物（種子、苗を含む）
8. 液体物（ただし当社所定のダンボール箱で寄託中のワインを除く）
9. 異臭、悪臭を発するまたは発するおそれのある物品
10. 廃棄物
11. 法令により所持を禁止されている物品
12. 公序良俗に反する物品

別表Ⅱ（第16条第1項第4号関係）

どこよりもトランクスペース管理料金表

広さ	月額	集荷配送個数上限
ダンボール 3個プラン (3辺合計が110cm以内の段ボール限定3個まで、 1箱あたり重量が15kg以内)	1,078円(税込)	月間6個まで

別紙 個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の適切な保護と管理者

弊社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止する保護策を講じています。

株式会社Wiz個人情報保護管理責任者：データIT統轄本部長

事業者住所：〒170-0005東京都豊島区南大塚2-25-15South新大塚ビル12F

2. 個人情報の取得

当社は、個人情報を取得する際には、その利用目的を公表または通知し、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって取得します。なお、お客様がご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、お客様のご判断によりますが、もしご提供されない場合には、適切なサービスが提供できない場合がありますので予めご了承ください。

3. 個人情報の利用

当社にて取得する個人情報は、以下に記載した利用目的の範囲内で適切に利用いたします。本人の同意なくして、以下の利用目的を超えて利用することはありません。

(1) ご本人より直接書面等（ホームページや電子メール等によるものを含む。以下「書面」という）に記載された個人情報を取得する場合の利用目的、および開示対象個人情報の利用目的

分類	利用目的
お問い合わせフォームから取得した情報	お問い合わせへの対応のため
従業員の個人情報	従業員の人事労務管理、業務管理、健康管理、セキュリティ管理のため
業務委託者の個人情報	業務委託契約者の委託管理、報酬の支払いのため
採用応募者の個人情報	採用業務のため
お客様、及び見込み顧客に関する個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・個人との関係維持及び管理のため ・イベント等を企画及び主催するため ・プロモーション及びイベント等にて当社及びパートナーに関する情報を送信するため ・ウェブサイト及びサービスの使用状況の分析、及び品質向上のため ・広告及びマーケティングのため ・アンケート調査のため

(2) ご本人より直接書面以外の方法で個人情報を取得する際の利用目的

分類	利用目的
電話でのお問い合わせから取得した情報	お問い合わせへの対応のため
協力会社社員情報	業務委託契約者の委託管理、報酬支払のため
採用応募者情報	就職斡旋サイトや人材紹介会社からの採用応募者や採用業務のため

4. 個人情報の安全管理措置

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等の防止その他個人情報の安全管理のために、組織的、物理的および技術的な安全管理措置を適切に講じます。また、個人情報を取り扱う役員および従業員等に対して、個人情報保護のための教育・啓発活動に努める

等、人的な安全管理措置を適切に講じてまいります。

5. 個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は、以下掲げる場合以外に、事前にご本人の同意無く第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- また、上記3記載の利用目的の為に、以下の場合に限り、当社の責任において、提携する会社等へ個人情報を提供することがあります。

提供先	提供する目的	提供する個人情報
配送業者	外部発送利用の為	氏名、住所、電話番号、物品の送付先、物品の内容
損害保険会社	保険利用の為	氏名、住所、電話番号、損害の内容

6. 個人情報の取扱業務の委託

個人情報の取扱業務の全部または一部を外部に業務委託する場合があります。その際、弊社は、個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き実行していることを条件として委託先を厳選したうえで、機密保持契約を委託先と締結し、お客様の個人情報を厳密に管理させます。

7. 事故時の措置

個人情報の漏えい事故等が発生した場合には、事実関係と原因の調査、二次被害の防止策および再発防止策等を実施し、適切に対応します。

8. cookie(クッキー)の使用について

当社は、本サービスの提供にあたり、より良いサービス提供のため、cookie(サーバーコンピュータからお客様のブラウザに送信される情報ファイルをいいます。)を使用することがありますが、これは個人情報の収集を目的とするものではありません。また、当社によるcookieの使用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定変更により、cookieの使用がなされないようにすることができます。

9. お客様からの使用停止、削除等の申込みへの応諾

お客様は、当社に対してご自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止)に関して、当社問い合わせ窓口に応じることが出来ます。その際、当社はお客様ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

なお、個人情報に関する当社問い合わせ先は、次の通りです。

株式会社Wiz 個人情報問合せ窓口

〒170-0005東京都豊島区南大塚2-25-15South新大塚ビル12F

TEL:03-6368-6275

(受付時間 9:00~18:00 ※土・日・祝日、年末年始、8月11日~8月17日、ゴールデンウィークを除く。)